

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市教育委員会は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

直方市教育委員会

公表日

平成28年4月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を監護している母、父、又は母、父に代わってその児童を養育している人に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して児童扶養手当証書を作成、通知し、支給を行う。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーに登録する。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名管理・情報連携インターフェースシステム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表1項番37
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第二における情報提供の根拠 : 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係」が含まれる項 (13,16,26,30,47,64,65,87,116の項) ・別表第二における情報照会の根拠 : 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に児童扶養手当関係が含まれる項 (57の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども育成課 家庭支援係
②所属長	こども育成課長 長田 正志
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務・コミュニティ推進課 総務法制係 電話0949(25)2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 教育委員会 こども育成課 家庭支援係 電話0949(25)2133

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

